



「三世代同居促進」の住宅政策をどう読むか（特集 アベノミクス破綻）

平山, 洋介

(Citation)

世界, 880:107-118

(Issue Date)

2016-04

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

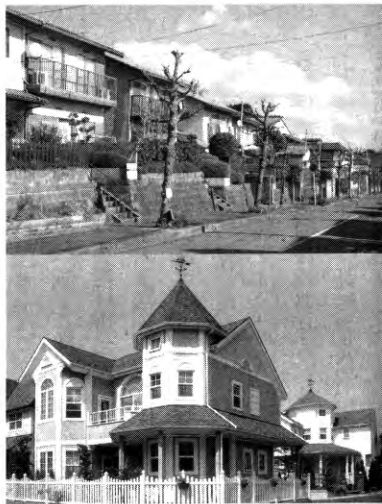
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004664>



一億総活躍社会と子育て支援

安倍首相の第三次改造内閣は、二〇一五年一〇月に発足し、「少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる『一億総活躍社会』の実現」をめざす方針を打ち出した。首相は、一億総活躍担当大臣を任命し、内閣官房に一億総活躍推進室を設けることで、「一億総活躍」政策の体制を整え、それを重視する姿勢を表した。この枠組みのなかで、三世代同居および近居の促進が、子育て支援の一環として、住宅政策の重要課題とされた。

戦後日本では、核家族が増え、単身者の比率が上がった。三世代同居の世帯は減った。住まいに関する広範な課題のな



戦後日本の家族向け住宅
(撮影者)

「三世代同居促進」の 住宅政策をどう読むか

ひらやま・ようすけ 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授。著書に『都市の条件』（NIT出版）、『住宅政策のどこが問題か』（光文社新書）など。共編著『Housing and Social Transition in Japan (Routledge)』『住まいを再生する』（若波書店）ほか。

平山洋介

かで、同居・近居促進をことさらに重視する方針は、けつして自然ではない。一方、子育て支援には、保育サービスの拡充、就労条件の改善、教育コストの軽減など、幅広い手段がある。そのなかで、安倍内閣は、同居・近居促進にとくに力点を置く方針を示した。

同居・近居支援という手段を前面に押した政策を、どのように読めばよいのか。この点の検討が、本稿の関心事である。「一億総活躍」政策は、「新・三本の矢」にもとづき、「五〇年後の人口一億人」の維持を目標とする。安倍政権の経済政策を形づくったのは、金融緩和、財政出動、成長戦略の旧「三本の矢」であった。これに続く「新・三本の矢」は、旧「三本の矢」を束ねた「新・第一の矢」希望を生み出す強い

「経済」に加え、「新・第二の矢」夢をつむぐ子育て支援」と「新・第三の矢」安心につながる社会保障」から構成される。旧「三本の矢」は経済成長をめざす施策ばかりであったのに対し、「新・三本の矢」の政策形成では、「成長」だけではなく、「分配」が課題とされた。「一億総活躍社会国民会議」は、「ニッポン一億総活躍プラン」の策定に向けて一〇月に組織され、一二月には「緊急対策」（一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策）をまとめた。このなかで、同居および近居の環境整備は、「新・第二の矢」の手段の一つとして、「特に緊急対応」を要するとされた。

子育て支援は、希望出生率一・八の達成を目標とする。希望出生率とは、子どもの数に関する人びとの予定・理想を根拠とし、その希望がなかった場合の出生率を指す。合計特殊出生率は、二〇一四年では一・四二であった。国土交通大臣に就任した石井啓一によれば、「安倍総理大臣からは、希望出生率一・八の実現を目指し大家族で支え合うことを支援するため祖父母・親・子どもの三世代が同居したり近くに住んだりすることを促進するような住宅政策を検討・実施するよう指示があった」（就任時報道インタビュー）。

住宅政策の領域では、二〇〇〇年代から、住まい方に関する親・子世代の関係のあり方が検討されてきた。そこには、子育て支援に加え、高齢者支援、多世代コミュニティの形成などの多様な目的がみられた。住宅政策の根拠を形成する住

生活基本計画（全国計画）は、二〇〇六年、一年に策定され、同居・近居促進を課題とした。自治体レベルでは、たとえば神奈川県は、多世代が支え合うまちづくりをめざし、二〇一二年に「多世代近居のまちづくり推進」を重点施策とした。神戸市は、親・子世帯の支え合いを促すために、同居・近居のための転居費用を助成する「親・子世帯の近居・同居住み替え助成モデル事業」を二〇一三年に開始した。静岡県掛川市が二〇一四年にスタートさせた「ゆつたり子育て三世代同居応援事業」では、新たな同居のための住宅の新築・購入・増改築に対する助成がある。

これに対し、「一億総活躍」政策の同居・近居促進では、子育て支援の観点がとくに強調された。その具体化に向けて、国土交通省は、三世代同居を援助する住宅施策を立案した。ここでは、同居・近居の双方ではなく、同居のみが支援対象となった。同省住宅局の二〇一六年度予算決定概要によれば、省エネルギー性能・耐久性に優れた木造住宅の建設、住宅の長寿命化に資するリフォームにおける三世代同居対応が補助対象になる。同居対応とは、キッチン・浴室・トイレ・玄関のうち二つ以上に関し、複数を住宅内に設けることを指す。これに加え、同居対応の住宅リフォームに関し、所得税の特例措置が創設される。一方、都市再生機構は、親・子世帯の近居に対する支援を二〇一三年から実施してきた。機構住宅を使って親子近居を開始した世帯は、家賃割引を適用される。

この施策は、「一億総活躍社会」政策に関連して二〇一五年に拡大し、機構住宅とそれ以外の住宅を使った親子近居も家賃割引の対象となった。

家族主義のイデオロギー

同居・近居を促進しようとする安倍政権の住宅政策は、少子化対応という現代の課題を背景としているが、そこに内在するのは、「家族主義」の伝統である。このイデオロギーに注目してはじめて、同居・近居を重視する政策形成の理解が可能になる。同居・近居支援の新しい政策は、「新しい」とはいえ、唐突に生まれることはなく、その領域の歴史経緯との連関をもつ。

家族主義という言葉は、多面の意味を有し、その使い方は、時代によって異なる（阪井ほか 二〇一二）。ここでの家族主義とは、福祉レジーム論でのそれに相当する。人びとのセキユリティを支えるために、政府、市場および家族は、それぞれ重要な役割をはたす。その組み合わせの体制が福祉レジームである。家族主義とは、福祉レジームにおける家族の役割をとくに重視する方針を意味する。エスピン・アンデルセンが福祉レジーム論を構築し、社会政策に関する理解を発展させたことは、広く知られているとおりである。その指摘によれば、「家族主義的福祉レジームとは、最大の福祉義務を家族に割り当てる体制のことである」（エスピン・アンデルセン

二〇〇〇＝一九九九 七八頁）。

市場経済に根ざす社会では、多くの人たちは、セキユリティを確保するために、自身を労働力として商品化し、その販売によって収入を得る。しかし、子どもと高齢者の多くは、労働力になりえず、障害者、シングルマザーなどもまた、労働力化の困難なグループを構成する。ここでは、政府または家族がセキユリティの源泉となる。戦後の日本社会は、市場経済を中心にすえたうえで、家族システムが子ども、高齢者などを保護する体制をつくってきた。政府は、個人のセキユリティをダイレクトに支えるより、むしろ「セキユリティの単位としての家族」をもつように人びとを導いた。

「日本型福祉社会」の建設は、自民党と官僚によって、一九七〇年代後半に構想された。これは、国家ではなく、家族および企業・地域がセキユリティ形成の主体の中心になるという考え方に立脚する。家族は、育児と高齢者扶養のとくに重要な資源になるとみなされた。社会保障の領域では、第三号被保険者制度が一九八五年に創設され、専業主婦を含む世帯に有利な条件を与えた。ここには、おもに主婦が子育て、高齢者ケアを担うという想定がある。「日本型福祉社会」では、家族の位置づけは、福祉の「対象」から「担い手」に変容し、国家が家族を支えるのではなく、家族が国家を支えるという関係がつけられる（原田 一九八八）。「一億総活躍」政策の子育て支援とは、こうした家族重視の伝統の延長線上に位置し、

家族をコアとする福祉レジームをさらに強調する意味をもつ。

家族主義のイデオロギーは、住宅政策のあり方に影響した（平山 二〇〇九）。住まいの確保に関し、人びとは、結婚し、家族をつくってはじめて政策支援の対象となった。住宅金融公庫（一九五〇～二〇〇七年）は、単身者を融資対象から外していた。公庫が単身者に対する融資を開始したのは、一九八〇年代になってからであった。公団住宅の供給は単身者向けを含んでいたが、その大半は家族向けであった。公営住宅の制度は、入居資格に「同居親族要件」を設け、単身入居を受け入れなかった。高齢者などの単身者は、一九八〇年から入居を認められた。「同居親族要件」は二〇一二年に廃され、単身入居が法的に可能となった。しかし、自治体の大半は、公営住宅管理の条例を用い、単身入居を制限し続けた。単身者の事実上の排除という制度運営に変化はみられない。

「一億総活躍社会」のための住宅政策は、家族主義の伝統を反映した。戦後の住宅施策は、家族の住宅確保を重視するなかで、核家族をおもな対象とした。都市化にともない、核家族が増え、その膨大な住宅需要に対応することが、住宅政策の中心課題とされた。これに対し、「一億総活躍」政策は、子育てに関する拡大家族の重要性を強調し、三世代の同居・近居を促す。安倍政権の住宅施策は、焦点を核家族から拡大家族にシフトさせる点において、家族主義の色合いをいっそう強めている。

子育て世帯の住宅事情

（１）世帯の型

では、子どもを育てる世帯は、住まいに関し、どのような状況に置かれているのか。三世代同居を支援する住宅施策を評価するには、それが子育ての現場の実態に沿っているかどうかを問う必要がある。ここでは、住宅・土地統計調査（二〇〇三年）および全国消費実態調査（二〇〇四年）のミクロデータ（個票）の独自集計にもとづき、長子六歳未満の乳幼児を含む世帯の住宅事情をみる。

まず、世帯類型を観察すると、核家族世帯（夫婦と子」「母子・父子」）が八割強に達し、三世代世帯（夫婦と子と親」「母子・父子と親」）は二割弱と少ない。最も多いのは「夫婦と子」で、その比率は七八・二％におよぶ。これに次いで、「夫婦と子と親」（二五・二％）が多く、「母子・父子と親」は三・六％、「母子・父子」は三・〇％であった。「母子・父子」の大半は、母子である。母子および父子世帯は、小さなグループを形成しているが、年齢が上がるにつれて、離婚などのために、しだいに増加する。三世代世帯の形成は、働き手を増やし、生活費支出を合理化する点で、経済上の利点をもつ。核家族世帯数と三世代世帯数の比は、両親を含む世帯のグループでは約一対〇・二、単親のグループではほぼ一対一と大きく異なる。母子・父子家庭の多くは、経済困難をかかえ、三

世代同居が可能であれば、それによって家計を維持しようとする傾向をみせる。

(2) 住まいの状況

乳幼児を含む世帯の住まいに関し、大切なのは、その著しい階層化の実態を知ることである。世帯年収をみると、高収入の「七〇〇万円以上」が二〇・〇%を占めると同時に、低収入の「三〇〇万円未満」が一八・四%を示し、所得分布の分解が認められる(表1)。年収は、世帯類型と強く関連する。「夫婦と子」では、「三〇〇万円未満」(二七・二%)と「七〇〇万円未満」(二六・八%)のそれぞれが二割弱を示すのに対し、「母子・父子」では、低収入の「三〇〇万円未満」世帯が七八・七%と大半を占める。三世代同居のグループをみると、高収入の「七〇〇万円以上」世帯が多く、その傾向は、とくに「夫婦と子と親」に当てはまる。「母子・父子と親」では、低収入のケースも多く、「三〇〇万円」未満が三〇・四%を示す。

住宅事情を表す指標をみる(表1)。住宅所有形態では、持ち家(四五・三%)が最も多く、次いで民営借家(三八・六%)が多い。住宅の延べ床面積には、大きな幅が認められ、一二〇㎡以上の広い住宅が二・二%を示す一方、四〇㎡未満の狭小な住宅が一・六%を占める。建築年では、一九九六年以降建築の住宅が多く、四二・二%におよぶ。同時に、一九八〇年以前に建築された古い住宅に住む世帯がみられ、その割

表1 子育て世帯(長子5歳以下)の住宅事情

	世帯年収		住宅所有形態				延べ床面積		建築年		住居費 負担率 25% 以上 (%)
	300万 円未満	700万 円以上	持ち家	公的 借家	民営 借家	給与 住宅	40㎡ 未満	120㎡ 未満	1980年 以前	1996年 以降	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
〈世帯類型〉											
夫婦と子	17.2	16.8	35.5	8.6	45.6	9.7	13.0	11.5	17.8	46.6	20.2
母子・父子	78.7	3.7	13.2	23.2	59.0	3.1	35.5	4.2	29.6	29.3	18.2
夫婦と子と親	9.8	38.7	93.6	1.5	4.4	0.4	0.8	70.2	36.5	28.7	11.3
母子・父子と親	30.4	24.5	78.4	7.8	13.7	0.1	6.7	38.8	41.7	14.9	15.1
その他	40.7	14.6	64.0	18.4	15.7	1.9	13.5	36.6	45.7	11.2	16.5
〈世帯年収〉											
300万円未満	100.0	0.0	24.6	19.4	52.3	2.9	24.6	9.8	33.1	26.4	27.7
300万～500万円未満	0.0	0.0	39.4	8.6	44.0	7.5	13.0	16.5	21.0	41.1	22.6
500万～700万円未満	0.0	0.0	52.8	3.4	32.6	11.0	6.7	23.4	18.4	49.8	18.3
700万円以上	0.0	100.0	66.0	1.8	23.3	8.7	2.9	37.7	17.7	49.0	13.1
合計	18.4	20.0	45.3	8.0	38.6	7.7	11.6	21.2	21.9	42.2	19.3

注) 1) 世帯主との続柄「孫」の世帯員のうち最年長者が5歳以下の世帯、または、「孫」がおらず続柄「子」の世帯員のうち最年長者が5歳以下の世帯について集計。

2) 住居費負担率は、一カ月当たりの住宅ローン返済・管理費・共益費・修繕積立金などの合計の対可処分所得比。

3) 住居費負担率25%以上世帯率は、勤労者世帯についてのみ集計。

4) 住居費負担率25%以上世帯には、可処分所得がマイナスの世帯を含む。

5) 不明を除く。

資料) 住居費負担率25%以上世帯率は平成16年全国消費実態調査のマイクロデータ、それ以外は平成15年住宅・土地統計調査のマイクロデータより作成。

合は二一・九%であった。新耐震基準導入（一九八一年）より前に建築された住宅は、安全性を欠くことがある。住居費負担が重い世帯では、その支出が子育ての経済を圧迫する。住居費の対可処分所得比を計算すると、二五%以上の世帯が一・九・二%を示した。

住宅事情のこれらの指標は、世帯類型に密接に係る。

核家族世帯のグループをみると、「夫婦と子」世帯に比べ、「母子・父子」世帯では、民営借家の割合がより高く、狭い住宅、古い建物に住んでいる場合がより多い。両者の住宅事情の違いは大きい。三世代世帯では、持ち家率がきわめて高く、広い住宅が多い。この傾向は、「夫婦と子と親」世帯でより明確に認められる。三世代世帯の住宅の多くは、建築年が古く、とくに「母子・父子と親」では、古い住宅がより多い。

世帯年収との関連で住宅事情を観察すると、収入が低いほど、民営借家、狭い住宅、古い住宅が多く、住居費負担が重い。年収「三〇〇万円未満」、「七〇〇万円以上」のグループを比較すると、民営借家率は五二・三%、二三・三%、四〇・四%未満率は二四・六%、二・九%、一九八〇年以前建築率は三三・一%、一七・七%と著しい差がみられた。住居費の対可処分所得比が二五%以上の世帯は、年収「七〇〇万円以上」では一三・一%であったのに対し、「三〇〇万円未満」では二七・七%におよんだ。

（3）住み替えの実態

続いて、乳幼児をもつ世帯の住み替え実態をみる（表2）。

子どもを育てる若い世帯の多くは、転居を経験する。ここでのデータによれば、乳幼児を含む世帯の転居率（過去約五年間に転居した世帯の比率）は、六二・四%に達する。転居した世帯に関し、移動後の住まいの所有形態をみると、民営借家が四六・七%と多く、次いで持ち家の三三・七%で比率が高い。持ち家への転居に比べ、民営借家への転居は、住宅水準の向上につながらない場合が多い。

世帯類型別に転居実態を調べると、三世代世帯の住み替えは少ない。これに対し、核家族世帯の転居は多く、その比率は、「夫婦と子」では七三・三%を示し、「母子・父子」ではより高く、八四・三%におよぶ。転居後の住宅所有形態では、民営借家が多く、その比率は、「夫婦と子」（四七・九%）より「母子・父子」（六〇・五%）でより高い。転居先が持ち家の世帯は、「母子・父子」では九・三%と少ないのに対し、「夫婦と子」では三二・三%を示す。「夫婦と子」世帯では、持ち家取得による住宅改善がより多いのに対し、「母子・父子」世帯では、借家市場をいわば流動している世帯が多く、転居率の高さは居住の不安定さを表している。

世帯年収と転居実態は、明確に相関し、収入が低いグループでは、転居率が高く、民営借家に住み替えた世帯が多い。転居した世帯の割合は、年収「七〇〇万円以上」での四九・五%に比べ、「三〇〇万円未満」では六九・六%とより高い。

表2 子育て世帯（長子5歳以下）の住み替え実態

	移動あり							移動なし	合計
	(移動先の住宅所有形態)								
	持ち家	公的 借家	民営 借家	給与 住宅	その他	小計			
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
〈世帯類型〉									
夫婦と子	73.3	32.3	9.0	47.9	10.5	0.4	100.0	26.7	100.0
母子・父子	84.3	9.3	25.9	60.5	2.9	1.4	100.0	15.7	100.0
夫婦と子と親	16.4	82.8	3.1	13.2	1.0	0.0	100.0	83.6	100.0
母子・父子と親	17.9	50.2	13.3	36.1	0.4	0.0	100.0	82.1	100.0
その他	16.1	45.1	54.9	0.0	0.0	0.0	100.0	83.9	100.0
〈世帯年収〉									
300万円未満	69.6	13.8	22.0	60.0	3.6	0.6	100.0	30.4	100.0
300万～500万円未満	66.3	30.2	9.3	50.5	9.6	0.3	100.0	33.7	100.0
500万～700万円未満	61.6	44.0	3.8	38.4	13.5	0.3	100.0	38.4	100.0
700万円以上	49.5	52.2	2.6	33.1	11.8	0.3	100.0	50.5	100.0
合計	62.4	33.7	9.5	46.7	9.7	0.4	100.0	37.6	100.0

注) 1) 1999年1月から2003年9月までの移動について集計。

2) 世帯主との続柄「孫」の世帯員のうち最年長者が5歳以下の世帯、または、「孫」がおらず続柄「子」の世帯員のうち最年長者が5歳以下の世帯について集計。

3) 不明を除く。

資料) 平成15年住宅・土地統計調査のミクロデータより作成。

転居後の住まいをみると、「七〇〇万円以上」では持ち家が多く(五二・二%)、「三〇〇万円未満」では民営借家の割合が高い(六〇・〇%)。低収入の子育て世帯の居住は安定せず、その移動の多くは住宅水準の改善に結びついていない。

同居と出生が増えるのか？

子育て世帯の住宅事情に関する以上の観察から、同居・近居促進の住宅政策について、何を言えるのか。まず、指摘されるのは、三世代同居をモデルとし、それを支援する施策は、特殊な手法でしかありえず、少子化対策として有効性をもちえない、という点である。世帯総数に対する三世代世帯数の比率は減り続け、二〇一三年では六・六%となった(国民生活基礎調査)。子育て世帯数を分母とすれば、三世代同居の割合は、より高くなる。しかし、ここでの統計分析によれば、先述のように、乳幼児を含む世帯のうち、三世代世帯は二割弱にとどまる。親世代との同居を望む若い世帯は少ない。内閣府が二〇一三年に実施した「家族と地域における子育てに関する意識調査」によると、「理想の家族の住まい方」として三世代同居をあげた回答者は、二〇・六%にすぎない。この比率は、三〇歳代の男性では一四・九%と低く、同年代の女性では一〇・七%とさらに少ない。政府は、同居促進の根拠を、現に同居している世帯より同居希望世帯が多いことに求めた。しかし、同居希望の絶対量は少ない。現同居世帯数と

同居希望世帯数のわずかな差から同居促進の必要を裏付けようとする政策立案の説得力は弱い。三世代同居を支援する政策が同居を大きく増やし、拡大家族の増加が出生率を引き上げるというシナリオがあるとすれば、それは、ほとんど空想の産物でしかない。

子育て支援の政策形成では、「福井モデル」がしばしば参照対象になる。福井県では三世代同居が多く、それが出生率を高めていると考えられている。同県は、同居および近居を支援する住宅施策を展開してきた。しかし、少子化をくい止めようとするのであれば、人口が多く、出生率がとくに低い大都市に対する対策が重要になる。この大都市では、同居を増やすための条件がほとんど見あたらない。東京都では、三世代世帯は約二％しか存在しない。住宅は狭く、そこでの三世代同居は物理的に困難または不可能である。「福井モデル」は、大都市では「モデル」にならない。

一方、上記の内閣府調査によれば、近居希望は多く、三一・八％を示し、とくに三〇歳代の若い男性、女性では五〇・〇％、四八・五％とより多い。子育て世帯にとって、親が近くに住んでいることは、育児・家事の助けになり、安心感をもたらす。しかし、「一億総活躍社会」に向けた住宅政策は、近居支援より同居支援に重点を置いた。

戦後の家族制度は直系家族制から核家族制に移ったという見方があるが、それは、必ずしも適切ではなく、むしろ

一面的である（加藤 二〇〇五）。世代を超える家族の維持を重視する直系制は、日本社会に深く根づいている。同居慣行もまた、けっして消失していない。しかし、現代の同居の多くは、親・子双方の年齢が上昇し、中高年になった子どもが、老親の日常を支えるために、親の家に移り住む、あるいは親を自分の家呼び寄せる、というパターンにもとづく。若い子育て世帯は、親との近居を選ぶことがある一方、多くの場合、同居は望んでいない。

政府は、誰を、助けるのか？

次に、同居・近居促進の政策を所得再分配の観点から評価する必要がある。住宅政策を社会政策の一環として位置づけるのであれば、求められる機能の一つは、再分配である。より低所得の人たちに、より多くの支援を振り向け、その居住を安定させることが、政策目標になる。その一方、住まいに関する政策展開は、何らかのモデルに向けて人びとを誘導する機能をもつ。この「再分配」と「誘導」は、矛盾するとは限らない。低収入の人たちに良質の住宅を配分し、その居住状態を社会規範に合致する水準に導く施策がありえる。しかし、拡大家族の同居をモデルとし、そこへの「誘導」に傾く政策は、「再分配」に関し、ほとんど効果を生まないどころか、逆進的な結果さえもたらす。

若年層のうち、結婚し、子どもをもつ人たちは、未婚の人

たちに比べ、たいていの場合、より上位の経済階層に所属する。すでに周知のように、若年層の未婚率は上がり続けている。とくに増大したのは、親の家に住みつづける成人未婚の「世帯内単身者」である。親元を離れたグループでは、単身世帯が増えた。若い人たちは、親の家を出て独立し、結婚して子どもをもち、という標準パターンの道筋をたどるという想定があった。しかし、次の段階への移行は、遅くなる一方である。その要因の一つは、経済上の困窮にある。既婚者と未婚者を比べると、後者の所得が低い。世帯内単身者のグループには、多数の無業者と不安定就労者が含まれる。しかし、家族をもつ人たちをモデルとする住宅政策の運営では、未婚の人たちの住宅事情には関心が払われない(平山 二〇〇九)。

さらに、本稿では、乳幼児を育てる世帯を対象とし、その住宅事情が顕著に階層化している実態を示した。子どもをもつ世帯のうち、三世代世帯では、持ち家率がきわだって高く、住宅が広く、収入は多い。ありていにいえば、三世代同居の人たちは、少なくともマテリアルな側面に関し、とくに恵まれたグループを形成する。その住居は建築年が古く、老朽している可能性がある。しかし、三世代世帯の多くは、住宅修繕に必要な資金をもつ。同居促進の住宅施策は、現に同居している世帯ではなく、これから同居しようとする人たちを支援するものが多い。同居希望のグループもまた、同居に必要な

な住宅確保の見通しをもち、より上位の階層に属する。旧「三本の矢」とは異なり、「新・三本の矢」は、「成長」だけではなく、「分配」を課題とした。しかし、その分配は、少なくとも同居促進の施策に関しても、逆進的な効果しか生まない。

三世代世帯の持ち家率は高く、したがって、同居促進の住宅施策の多くは、持ち家支援のかたちをとる。持ち家の取得・改善に公的資金を使用することは、私有資産を増価させることから、その論拠は、少なくとも円滑には、成り立たない。たとえば、大災害に見舞われた地域では、住む場所の復興を進めるうえで、持ち家再建は重要な役割をはたす。しかし、政府は、私物である持ち家への公的援助に難色を示してきた。これに対し、多くの論者は、持ち家再建が被災者を救済し、地域再生を支える点に注意を促し、その公共性を支持する主張を粘り強く展開した。災害復興の現場では、私有住宅に対する公的支援は、込み入った論争を突破してはじめて可能になる。しかし、三世代同居のための持ち家支援については、政府がためらう様子はみられない。

戦後の住宅政策がおもな対象としたのは、「自立した世帯」であった。経済の高度成長と都市化のもとで、多数の人たちが地方から都市に動き、そして、結婚し、自身の核家族をつくった。その自立を促し、支えるうえで、住宅政策は重要な役割をはたした。公営・公団の集合住宅団地、住宅金融

公庫の融資を受けた一戸建て住宅団地などは、核家族向け住宅を大量に供給した。その画一性は、しばしば批判の対象となった——単調、退屈、没個性……。しかし、団地の画一的なファサードは、入居者を平等に扱い、その「出自を問わない」という意味をもっていた。出身地からの分離、家柄の不問、出身階級の不問、結婚を核とする世帯形成、その独立と平等は、戦後民主社会の不可欠の要素となった。住宅政策が支持しようとしたのは、「自立した世帯」をコアとする「モダン」な社会形成であった(Hirayama, 2015)。

しかし、「日本型福祉社会」の構想の頃から、政府は、直系家族のシステムを重視する福祉レジームをより強調する傾向を強めた。この流れは、住宅政策の領域に波及した。三世代同居を推進する政策は、その一環である。これに加え、子世帯の住宅取得を親が援助する場合、その生前贈与に関する税制上の優遇が大幅に拡大した。これらの施策は、再分配について逆進的であることに加え、経済不平等の世代を超える維持・拡大に結びつく。三世代同居の可能な家族は、政府支援を得られる可能性が高まった。若い世帯が持ち家を取得できるかどうかは親の経済状態が関係する程度が増大した。ここでは、若い世帯は、「自立した世帯」とはみなされず、親世代に関連づけられる。「一億総活躍社会」の建設をめざす政策が、直系家族を過度に重視するのであれば、それは、「出自を問う」社会を再興させる可能性をとまなう。

実態からの政策形成を

本稿では、「一億総活躍社会」のための同居・近居促進を検討した。その結論を述べる。結婚と出生に対する政府介入には、慎重さが求められる。結婚するかどうか、子どもをもつかどうかは、個人の選択の問題である。社会の保全のために家族をつくる必要はなく、出生率の引き上げをめざす国家プロジェクトに参加する必要もない。一方、子どもを育てたいと望む人たちのために、その環境を用意しようとする施策の根拠説明が成り立つ可能性はある。政府は、「一億総活躍」政策の子育て支援に関し、それが人びとの希望をふまえている点を強調した。

しかし、少子化対応の政策は、人びとの生き方に関する価値のヒエラルキーをつくる危険をはらむ。家族を重んじるイデオロギーのもとで、結婚する／しない、子どもをもつ／もたない人たちの区分けにもとづく施策が拡大した。「一億総活躍社会」では「誰もが活躍できる」とされる一方、そのメンバーシップは、結婚し、子どもをもつ人たちに優先的に与えられるようにみえる。「少子化社会対策大綱」(二〇二五年三月閣議決定)は、少子化対策において「個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意する」とした。これは、少子化対策によって結婚と出生に関する価値が序列化する可能性を

政策立案者が認識し、それへの批判にあらかじめ対応する必要を意識しているがゆえの記述である。

住宅政策を再分配の手段として位置づけるのであれば、子育てで世帯のうち、優先的に支援する必要があるのは、単親世帯と低収入世帯である。これらの世帯の多くは、民営借家に住む場所を求め、不安定な居住、狭い空間、老朽した建物、重い家賃負担などの困難に直面してきた。その環境は、子育てに適していない。母子・低収入世帯には、公営住宅が供給される。しかし、公営住宅のストックは減りはじめ、供給戸数は少ない。さらに、公営団地は、不便な立地、設備の老朽、遊び場の不足などの問題点をもつ場合がある。単親・低収入世帯向け住宅施策の抜本的な拡充が求められる。三世代世帯に対する公的援助の必要があるとすれば、その対象は、「夫婦と子と親」ではなく、「母子・父子と親」である。単親世帯は、三世代化によって生活条件を整えようとする人が多い。しかし、母子・父子を含む三世代同居では、低収入、老朽・狭小住宅などのケースが多くみられる。

少子化対応としての住宅政策を構想するのであれば、現に子どもを育てている世帯に対する支援に加え、若年層の独立と結婚を支える手段が必要になる。「一億総活躍」政策の「緊急対策」では、「若者の新婚生活の住居費負担の軽減」が提案された。しかし、この提起は、同居・近居促進が「特に緊急対応」を要するとなっているのに比べ、低い位置づけし

か与えられていない。先述のように、若い世代では、親元に住み続ける成人未婚者が増大した。日本では、婚外子が少ないことから、未婚率の上昇が出生の減少に直結する。若年層の住宅安定を促進する施策は、親元からの独立を促し、単身者の結婚を支える効果をもつ。

住まい方に関する世代間関係の検討では、同居より近居に對するニーズが高い点を見る必要がある。同居促進に比べ、近居促進は、人びとの希望に沿う度合いが高い。しかし、近居を支えるには、住宅地の組み立て方の再編が不可欠になる。戦後の住宅地開発では、深刻な住宅不足に対応するため、均質かつ大量の住宅を建設する方向がめざされた。この結果、ニュータウン、郊外住宅地、集合住宅団地などは、同一世代の人びとが集中する空間を形成した。しかし、多世代の近居を可能にするには、より多様な住宅ストックの複合化が必要になる。一戸建住宅ばかりが建ちならぶ住宅地、あるいは小さな賃貸住宅のみが集中する地域では、親・子世帯の近居は難しい。持ち家と借家、大住宅と小住宅などを複合させれば、若い世帯が必要に応じて住み替えながら、親の家との距離のある程度の幅のなかで維持することが可能になる。都市再生機構は、先述のように、親子近居に家賃割引を適用してきた。しかし、近居を直接的に促進する施策の効果は限られている。住宅ストックの多様性が親子近居の自然な生成を支えるというメカニズムの構築がより重要になる。

結局のところ、三世代同居を促進しようとする政策は、家族主義のイデオロギーを表現する以外にほとんど何の役にも立ちそうもない。それは、特定のモデルに沿った生き方の価値を無条件に高く見積もることによって、人びとの実態から遊離し、住宅政策としても、子育て支援としても、合理性をもちようがない。子育て世帯のグループでは、母子・低収入世帯が住まいの安定を得られず、困窮している事実がある。未婚者のグループでは、適切な住宅を確保できない低賃金の人たちが多い。これらの状況は、「誰もが活躍できる」予定の「一億総活躍社会」をつくろうとする政策の課題リストから除外されたままである。政府は、人びとの住宅事情に関し、大量の統計と情報をもっている。子育て支援の住宅政策を立案するのであれば、その前提の基礎作業として、子育て世帯の住宅事情を調べる必要がある。しかし、そうした通常の分析さえ、ほとんど実施されていない。三世代同居を促すという結論が先にあって、その説明に役立ちそうなデータだけが散発的に集められた。

安倍首相は、経済を力強く成長させ、希望出生率一・八を達成するという。しかし、社会変化の実態は、出生率の大幅な回復が難しく、高度成長の再現の可能性が微量であることを示唆する。人口・経済トレンドを容易に逆転できるかのような雄壮なシナリオを描くことは、政治上のスペクタクルを提供するとしても、社会安定を維持しようとする観点からは、

無意味または危険なキャンブルにみえる。少子・高齢化と経済停滞の実態を受け入れ、そのうえで、人びとが幸せに生きるための条件を考え、その実現を政策化することが、政治的には地味であっても、社会的には理にかなう。政策形成には、イデオロギーが必ず影響する。しかし、それが限度を超えてはならない。公共政策の検討では、人びとの日常と社会変化の実態をとらえ、それにもとづき、より適切な手段をとるという「正政法」を守る必要がある。

引用文献

- Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press. G・エスピン＝アンデルセン、渡辺雅男・渡辺景子（訳）（二〇〇〇）、『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店
- 原田純孝（一九八八）『日本型社会福祉』論の家族像、東京大学社会科学研究所（編）『転換期の福祉国家（下）』東京大学出版会
- 平山洋介（二〇〇九）『住宅政策のどこが問題か』光文社新書
- Hirayama, Y. (2015) Individualisation and familisation in Japan's home-owning democracy. *International Journal of Housing Policy*, on-line version, DOI:10.1080/14616718.2015.1089730.
- 加藤彰彦（二〇〇五）『直系家族制から夫婦家族制へ』は本当か『コーホート比較による戦後日本の家族変動の研究』日本家族社会学会全国家族調査委員会
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆（二〇一二）「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜」『哲学』一二八